第5部 債権各論 2.契約の成立

■90-1 合意

要件: 当事者間の合意=申込み+承諾

■90-2 申込み

プロジャー型が 申込み=契約を成立させることを目的とする一方的確定的な意思表示+相手方の承諾の意思表示=契約 申込みの勧誘=相手方に申込みをさせようとする意思の通知→申込み+承諾=契約

■90-3 申込みの効力

申込みは意思表示だから、意思表示に関する 97 条 1 項により原則として申込みが相手方に到達したときから効力が生ずる。

■90-4 申込者死亡、行為能力の喪失時

申込みを発信し、その到達前に申込者が 制限行為能力者になった 場合でも、申込みは到達すると発効する。 単込者が 97 条 2 項と反対の意思を表示した 申込到達前に相手方が申込者死亡の事実を知った 場合、申込は効力を生じない (525 条)。

\*申込到達前に申込者が行為能力を喪失したことを相手方が知ったとき、制限行為能力者の意思表示として申込者側からその申込を取り消すことができる。

\*申込到達後に申込者死亡または行為能力の喪失を知った場合は525条は適応されず、意思表示の一般原則による。

■90-5 申込みの撤回

①承諾期間を定めた申込み=隔地者か対話者かを問わずその期間内は申込みを撤回することができない (521 条 1 項)。ただしその期間内に相手方からの通知が来なければ申込みの効力は自動的に喪失する。 (521 条 2 項) 隔地者に対する申込み=承諾を受けるのに相当な期間は撤回できない (524 条)。その相当な期間内に承諾がなければ申込者は撤回できる。 対話者に対する申込み=承諾があるまでは撤回できる。

■90-6 承諾

【承諾】契約を成立させるために、ある特定の申込みに対してなされる意思表示。

①契約を成立させる意思で申込受領者から申込者になされること
承諾の要件
②申込が有効な期間になされること
承諾期間の定めのある申込=期間内に承諾通知が<u>到達</u>すること
承諾期間の定めのない申込=撤回通知が到達する前に承諾通知を
<u>発信</u>すること
③承諾の内容が申込の内容と一致すること

\*条件に変更が加えられた承諾は申込の拒絶であり新たな申込である(528条)。

事例 AがBに対して「15万でバイクを売ってくれ」と申し込んだのに対して、Bが「20万なら売ってあげるよ」と返事をした場合、BはAの申込を拒絶し、新たに申込を行ったことになる。

■91-1 契約の成立するのはいつ?

r 対話者間の契約=民法に規定なし=意思表示の一般原則に従う=承諾の意思が申込者に到達した時に成立(到達主義) ただし、通常、対話者間では意思の表白、発信、到達、了知が同時である

- 隔地者間の契約=承諾の通知を発信したときに契約が成立する(発信主義)

\*申込者の意思表示、取引上の慣習により承諾の通知を必要としない場合は承諾の意思表示と認められる事実があったときに成立する(526条2項)。

■ 9 2 - 1 懸賞広告

【懸賞広告】ある行為をした者に一定の報酬を与える意思を抗告によって表示する行為(529条)。

【優等懸賞広告】優等者にだけ報酬を与える趣旨で懸賞広告を行うこと(532条)。